

## 地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定等について

地域密着型(介護予防)サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人から指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	デイサービス 善庵 ～よしあん～	習志野市 鷺沼台 3-14-28	株式会社 ゼンコー	地域密着型 通所介護	令和5年 10月1日	

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	ネスト実籾	習志野市 実籾 4-23-12	株式会社 かいご デザイン	地域密着型 通所介護	令和5年 7月1日	